附　則

1　［略］

2　次の表の区分の欄に掲げるものに係る定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内部部局			
長官官房	令和八年九月三十日までの間	八四八人	警察庁長官、次長各一人を含む。
生活安全局		一九二人	
刑事局		三五三人	
組織犯罪対策部		二九一人	組織犯罪対策部の定員を除く。
交通局		一八〇人	
警備局		一七五人	
外事情報部		二六〇人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
警備運用部		一三九人	
サイバー警察局		二六五人	
計		二、六六九人	うち、一、五〇三人は、警察官とする。
附属機関			
警察大学校		一九六人	
科学警察研究所		一二九人	
皇宮警察本部		九四二人	うち、九〇二人は、皇宮護衛官とする。
計		一、二六七人	うち、八二人は、警察官とし、九〇二人は、皇宮護衛官とする。
地方機関			
管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部		四、二五九人	うち、八八一人は、警察官とする。
合計		八、一九五人	うち、二、四六六人は、警察官とし、九〇二人は、皇宮護衛官とする。

附　則

1　［同上］

2　［同上］

区分	期間	定員	備考
内部部局			
長官官房	令和七年九月三十日までの間	八一〇人	警察庁長官、次長各一人を含む。
生活安全局		一九〇人	
刑事局		三五二人	
組織犯罪対策部		二九六人	組織犯罪対策部の定員を除く。
交通局		一八〇人	
警備局		一七〇人	
外事情報部		二六三人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
警備運用部		一四〇人	
サイバー警察局		二五九人	
計		二、六四一人	うち、一、四六八人は、警察官とする。
附属機関			
警察大学校		一九六人	
科学警察研究所		一二九人	
皇宮警察本部		九三七人	うち、八九七人は、皇宮護衛官とする。
計		一、二六二人	うち、八二人は、警察官とし、八九七人は、皇宮護衛官とする。
地方機関			
管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部		四、二二四人	うち、八三九人は、警察官とする。
合計		八、一二七人	うち、二、三八九人は、警察官とし、八九七人は、皇宮護衛官とする。